



障がいのあるお子さんへの支援

これらの手当・事業は一部です。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

種類	名称	概要	受付窓口	ホームページ
手当・福祉金	①障害児福祉手当	身体障害者手帳などの等級にもとづき手当を支給します。 対象：20歳未満の方でおおむね次のいずれかに該当する子ども（施設入所者、障害を事由とする公的年金の受給者等は支給なし） ①身体障害者手帳1級の一部又は2級の一部 ②療育手帳A ③精神障害、血液疾患等で①②と同等の障害	障害福祉課 内線 699	
	②特別児童扶養手当	心身に障害のある児童を養育している保護者に手当を支給します。 対象：精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子の養育者（所得制限あり）	子育て支援課 内線 274	
	③重度障害者等福祉金	身体障害者手帳などの等級にもとづき手当を支給します。 対象：①身体障害者手帳1級又は2級 ②療育手帳A、A又はB ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級 ④指定難病医療受給者証等をお持ちの方		
共済制度	④心身障害者扶養共済	加入者が死亡又は著しい障害となった場合に、障害のある人に年金を支給する県の制度です。掛金の額は加入時の年齢により異なります。 加入要件：加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であり、特別の疾病又は障害がないこと等 ★戸田市では、一口目の掛金を助成する制度があります。	障害福祉課 内線 297	
各種サービス	⑤障害児（者）生活サポート事業	障害児（者）への地域生活支援、介護者の外出や休息のための一時的な外出支援、一時預かり		
	⑥障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス	居宅介護（ホームヘルプ）・短期入所など在宅生活を支えるサービス 児童発達支援・放課後等デイサービス等の通所による発達支援 補装具費の支給、外出及び余暇活動等の社会参加のための移動支援事業等	障害福祉課 内線 699	こちらのページから「障害者福祉のしおり」をご覧ください。
	⑦紙おむつ等支給事業	月に一度、障害により常時紙おむつ又は尿取りパッドを必要とする方に支給します。（3歳以上65歳未満） 対象：①身体障害者手帳1級又は2級 ②療育手帳A又はA ③指定難病医療受給者証等をお持ちの方		

■あすなろ学園（児童発達支援センター）

言葉や知的発達の遅れ、運動機能障害（脳性まひなど）、発達障害（自閉症スペクトラム、ADHDなど）等を伴う幼児に、遊びや生活指導等を通じた発達支援及び母子通園による家族支援を行っています。また、近隣の幼稚園・保育園児との交流、様々な行事体験等で、地域との関わりや社会性を育てる活動も実施しています。

住所 戸田市美女木4丁目27番地13 ☎421-9592

■小学校、中学校への就学相談

地域の学校又は教育センターにご相談ください。 問合せ：教育センター ☎434-5660

■相談支援事業

戸田市障害者基幹相談支援センター

障害のある方やその家族のための最初の相談窓口として、相談支援を行います。障害者手帳をお持ちでない方も相談できます。相談内容により、他の機関と連携し解決を目指します。相談先に迷った場合はこちらに相談してください。

住所 戸田市大字上戸田5番地の6（福祉保健センター内） ☎446-6785

相談支援事業所（委託）

障害のある方の生活全般に関する相談支援を行います。基幹相談支援センターで受け付けた相談について、基幹相談支援センターと連携して対応に当たります。基幹相談支援センターを通さず、直接相談支援事業所（委託）に相談することもできます。

施設	住所	電話番号	担当地区（原則）
障害者生活支援センターひかり	本町2-16-3 ハイツヨシタカ107	229-7038	喜沢・喜沢南・下前・中町・本町・下戸田・南町・川岸・戸田公園
特定相談支援事業所四季	上戸田3-23-32	420-2557	上戸田・新曽・新曽南・下笹目・氷川町・美女木・美女木北・美女木東・笹目・笹目北町・笹目南町・早瀬